



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 2
- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 2
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 2
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（科学技術振興課）…………… 4
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総合情報政策課）…………… 4
- 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）…………… 5
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 5
- 沖縄県立児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 5
- 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平和援護・男女参画課）…………… 6
- 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（森林管理課）…………… 6
- 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）…………… 7
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）…………… 7
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 8
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 8
- 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（M I C E 推進課）…………… 9
- 万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（M I C E 推進課）…………… 13
- 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（空手振興課）…………… 13
- 土地収用法施行細則（用地課）…………… 13
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 14
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 14
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 14
- 教育委員会事項**
- 沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則…………… 16
- 人事委員会事項**
- 自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則…………… 16

規 則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第17号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「第2条の表31の項(10)」を「第2条の表33の項(10)」に改め、同表3の項中「第2条の表32の項(9)」を「第2条の表34の項(9)」に改め、同表4の項中「第2条の表39の項」を「第2条の表41の項」に改め、同表5の項中「第2条の表40の項(2)」を「第2条の表42の項(2)」に改め、同表6の項中「第2条の表55の項(13)」を「第2条の表57の項(13)」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第2条の表47の項」を「第2条の表49の項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（知事の定める使用料等）

第2条 条例別表第1の知事が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第2の知事が規則で定める諸証明及び知事が規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「よつて」を「よって」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、他の地方公共団体が申請する場合は、減免しないものとする。

- (1) 土地使用権等取得裁定申請手数料
- (2) 土地等使用権存続期間延長裁定申請手数料
- (3) 収用又は使用裁定申請手数料

別表第2中「320円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条並びに第3条第1項及び同項第4号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第2の改正規定 平成31年4月1日
- (3) 第3条に1項を加える改正規定 平成31年6月1日

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、前項第2号に掲げる改正規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第6号及び第7号を次のように改める。

6及び7 削除

別表第1項第163号の6の次に次の2号を加える。

163の7 第一種動物取扱業登録証再交付手数料

163の8 特定動物飼養等許可証再交付手数料

別表第1項中第246号の4を第246号の7とし、第246号の3の次に次の3号を加える。

246の4 土地使用権等取得裁定申請手数料

246の5 土地等使用権存続期間延長裁定申請手数料

246の6 収用又は使用裁定申請手数料

別表第7項第27号を次のように改める。

27 用途地域等における建築等の特例許可申請手数料

別表第7項第27号の次に次の2号を加える。

27の2 用途地域等における特例許可建築物の増築等の特例許可申請手数料

27の3 用途地域における騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例許可申請手数料

別表第7項第65号及び第66号を次のように改める。

65 既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の認定申請手数料

66 既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更認定申請手数料

別表第7項に次の4号を加える。

67 既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料

68 既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の変更認定申請手数料

69 建築物の用途変更による興行場等としての使用許可申請手数料

70 建築物の用途変更による特別興行場等としての使用許可申請手数料

別表中第27項を削り、第28項を第27項とし、第29項から第32項までを1項ずつ繰り上げ、同表第33項中「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例」を「沖縄県介護保険法関係手数料条例」に改め、第24号を第25号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

20 介護医療院変更許可申請手数料

別表中第33項を第32項とし、第34項から第37項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

37 土地収用法施行条例（平成31年沖縄県条例第15号）に基づく手数料	1 あっせん申請手数料
	2 仲裁申請手数料
	3 事業認定申請手数料
	4 収用又は使用裁決申請手数料
	5 損失補償裁決申請手数料
	6 協議確認申請手数料
	7 土地収用法（昭和26年法律第219号）以外の法律の規定による裁決申請手数料
	8 都市計画法（昭和43年法律第100号）等の規定による裁決申請手数料

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第27項を削り、同表第28項を同表第27項とし、同表第29項から第32項までを1項ずつ繰り上げる改正規定及び同表第33項を同表第32項とし、同表第34項から第37項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える改正規定 公布の日
- (2) 別表の改正規定（前号、次号及び第4号に規定する改正規定を除く。） 平成31年4月1日
- (3) 別表第1項第246号の4を同項第246号の7とし、同項第246号の3の次に3号を加える改正規定 平成31年6月1日
- (4) 別表第7項第27号の改正規定、同号の次に2号を加える改正規定、同項第65号及び第66号の改正規定並びに同項に4号を加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行

の日

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,100円」を「2,130円」に改め、別表の2の表中「1,010円」を「1,020円」に、「1,520円」を「1,540円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「580円」を「590円」に、「710円」を「720円」に、「720円」を「730円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「2,020円」を「2,050円」に、「570円」を「580円」に、「450円」を「450円」に、「650円」を「660円」に、「840円」を「850円」に、「1,910円」を「1,940円」に、「700円」を「710円」に、「620円」を「630円」に、「740円」を「750円」に、「880円」を「890円」に、

	動物個別飼育制御装置	同	20円	を
--	------------	---	-----	---

	動物個別飼育制御装置	同	20円	に、
	動物実験設備	同	300円	

「2,620円」を「2,660円」に、「1,360円」を「1,380円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表の2の表の改正規定中

	動物個別飼育制御装置	同	20円	を
--	------------	---	-----	---

	動物個別飼育制御装置	同	20円	に改
	動物実験設備	同	300円	

める部分は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年沖縄県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて外国人に対し行う進学準備給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第10条を次のように改める。

第10条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、沖縄県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請に係

る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の1の項の規則で定める情報は、前項の申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる生活保護法による事務（同法の規定に準じて外国人に対し行うものを含む。）に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第13条第1号カ中「又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,670」を「2,710」に、「1,640」を「1,670」に、「1,280」を「1,300」に、「2,050」を「2,080」に、「700」を「710」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則（平成22年沖縄県規則第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県介護保険法関係手数料条例施行規則

第1条中「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例」を「沖縄県介護保険法関係手数料条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県立児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号

沖縄県立児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立児童福祉施設管理規則（昭和52年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 沖縄県立児童福祉施設（以下「施設」という。）の入所定員は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 沖縄県立石嶺児童園 90人
- (2) 沖縄県立若夏学院 30人

2 条例第2条第2項の規則で定める数は、6人とし、その数は、前項第1号に定める入所定員の数に含まれるものとする。

別記様式中「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第25号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表中「520」を「530」に、「370」を「380」に、「740」を「750」に、「420」を「430」に、「300」を「310」に、「1,050」を「1,070」に、「470」を「480」に、「2,640」を「2,690」に、「620」を「630」に、「2,110」を「2,150」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,570円」を「1,590円」に、1人1時間につき 570円 を 1人1時間につき 580円 に改め、同表備考2中「1,250円」を「1,270円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,500円」を「1,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収すべき施設冷房使用料について適用し、同日前に徴収すべき施設冷房使用料については、なお従前の例による。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表の2及び3」を「別表の2の表及び3の表」に改める。

別表の1の表研修室等の項中「1,260円」を「1,280円」に改め、同表会議室等の項中「700円」を「710円」に改め、別表の2の表分析機器室等の項中「2,960円」を「3,010円」に、「610円」を「620円」に、「930円」を「940円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「3,040円」を「3,090円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「570円」を「580円」に、「580円」を「590円」に、「630円」を「640円」に、「600円」を「610円」に、「2,970円」を「3,020円」に、「700円」を「710円」に、「2,530円」を「2,570円」に、「2,750円」を「2,800円」に、「3,460円」を「3,520円」に、「7,210円」を「7,340円」に、「5,730円」を「5,830円」に、「2,840円」を「2,890円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「1,880円」を「1,910円」に、「660円」を「670円」に、「 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 840円 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 」を「 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 850円 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 」に、「590円」を「600円」に、「1,090円」を「1,110円」に改め、同表実証室の項中「610円」を「620円」に、「2,750円」を「2,800円」に、「1,950円」を「1,980円」に、「2,330円」を「2,370円」に、「2,740円」を「2,790円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「840円」を「850円」に、「820円」を「830円」に、「1,560円」を「1,580円」に、「1,050円」を「1,060円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「580円」を「590円」に、「770円」を「780円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「1,630円」を「1,660円」に、「3,890円」を「3,960円」に、「2,310円」を「2,350円」に、「2,280円」を「2,320円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「1,490円」を「1,510円」に、「2,930円」を「2,980円」に、「1,530円」を「1,550円」に、「 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 560円 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 」を「 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 570円 $\left| \begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right|$ 」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中「18,500円」を「18,780円」に改め、別表第5項の表中「3,000円」を「3,010円」に、「4,930円」を「4,960円」に、「4,640円」を「4,650円」に、「4,850円」を「4,900円」に、「3,040円」を「3,080円」に、「3,940円」を「3,990円」に、「4,650円」を「4,710円」に、「1,800円」を「1,820円」に、「2,330円」を「2,360円」に、「710円」を「720円」に、「820円」を「830円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に納めるべき使用料について適用し、同日前に納めるべき使用料については、なお従前の例による。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「860円」を「870円」に、「740円」を「750円」に、「690円」を「700円」に改める。

第1号様式(表)中 「昭和 年 月 日生
平成 年 月 日生」 を 「 年 月 日生」 に、

「昭和・平成 年 卒業
卒業見込み」 を 「 年 卒業
卒業見込み」 に、

「昭和・平成 年 卒業
卒業見込み
中退」 を 「 年 卒業
卒業見込み
中退」 に、「(平成 年 月

日)を「(年 月 日)に、「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「下さい」を「ください」に改め、同様式(裏)中「下さい」を

「ください」に、「昭和・平成 年 月から
昭和・平成 年 月まで」 を 「 年 月から
年 月まで」 に改める。

第1号様式の2中 「昭和 年 月 日生(歳)
平成 年 月 日生」 を 「 年 月 日生(歳)」

に、「昭和
平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「OA事務科」を削り、
「昭和・平成 年 月から
昭和・平成 年 月まで」を「 年 月から
年 月まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第1号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
基本設備セット	展示場音響照明基本セット	1式	31,420円
	会議場A1音響基本セット	1式	26,180円
	会議場B1、B2音響セット	1式	24,080円
	移動用音響基本セット	1式	17,800円
	レクチャーアンプセット	1式	9,420円
	会議場A1照明基本セット	1式	18,850円
音響設備	コンデンサー型マイク	1本	1,030円
	バウンダリーマイク	1本	930円
	ステレオコンデンサーマイク	1本	2,080円
	録音用コンデンサーマイク	1本	2,080円
	ダイナミック型マイク	1本	620円
	ワイヤレスマイク	1本	620円
	エレベーターマイク装置	1台	830円
	マイク3点つり装置	1台	1,560円

	会議用マイク装置	1 式	10,470円	
	会議参加者用ユニット (10台1セット)	1 式	2,610円	
	カセットデッキ	1 台	1,560円	
	C Dプレーヤー	1 台	1,560円	
	MDデッキ	1 台	1,560円	
	デジタルオーディオテープデッキ	1 台	2,080円	
	エフェクター類	1 台	1,030円	
	仮設音響調整卓	1 台	5,750円	
	スピーカー (ステージ用)	1 台	3,130円	
	スピーカー (モニター用)	1 台	1,560円	
照明設備	スポットライト (1 kW未満)	1 台	300円	
	スポットライト (1 kW以上)	1 台	510円	
	ストリップライト (100W×12灯)	1 台	620円	
	ストリップライト (100W×6灯)	1 台	300円	
	ローアホリゾンライト (500W)	1 式	1,560円	
	アッパーホリゾンライト	1 式	2,080円	
	中アッパーホリゾンライト	1 式	2,080円	
	クセノンピンスポットライト (2.0 kW)	1 台	8,900円	
	ランプピンスポットライト (650W)	1 台	1,030円	
	第1サスペンションスポットライト	1 式	930円	
	第2サスペンションスポットライト	1 式	930円	
	第3サスペンションスポットライト	1 式	930円	
	第4サスペンションスポットライト	1 式	930円	
	フットライト (埋込み型)	1 式	730円	
	第1フロントサイドスポットライト	1 式	930円	
	第2フロントサイドスポットライト	1 式	930円	
	第1シーリングスポットライト	1 式	1,560円	
	第2シーリングスポットライト	1 式	1,560円	
	調光ユニット、分岐分電盤	1 台	6,280円	
	効果器関連 (エフェクト、ストロボ、ミラーボール、I T O効果器等)。先玉を含む。	各1式	1,560円	
	クランク式ハイスタンド	1 台	620円	
	映写設備	16ミリフィルム映写機 (2 kW)	1 式	3,660円
		スライド映写機 (500W以上)	1 式	6,280円

	スライド映写機 (500W未満)	1 式	4,180円
	スライド映写機 (ハロゲンランプ)	1 式	2,080円
	オーバーヘッドプロジェクター (300W以上)	1 式	2,610円
	オーバーヘッドプロジェクター (300W未満)	1 式	2,080円
	液晶ビデオプロジェクター (8,000ルーメン以上)	1 式	49,860円
	液晶ビデオプロジェクター (5,000ルーメン以上8,000ルーメン未満)	1 式	27,780円
	液晶ビデオプロジェクター (5,000ルーメン未満)	1 式	13,360円
	モニターテレビ	1 式	1,560円
	ビデオデッキ	1 式	930円
	DVDデッキ	1 台	930円
	常設スクリーン (A1、B1、B2、劇場ホール)	1 基	3,660円
	移動スクリーン	1 式	1,030円
	移動組立式スクリーン	1 式	3,130円
	映写スタンド、AVスタンド	1 台	410円
同時通訳設備	同時通訳セット (A1常設)	1 式	45,030円
	同時通訳追加セット (A1常設)	1 式	5,750円
	同時通訳セット (ポータブル)	1 式	45,030円
	同時通訳追加セット (ポータブル)	1 式	5,750円
	誘導無線受信機 (イヤホン込み) (10台1セット)	1 式	5,750円
イス・テーブル設備 (会議場のイス・テーブル設備を除く。)	イスセット (イス50脚)	1 式	3,130円
	イス・テーブルセット (テーブル25台・イス75脚)	1 式	7,330円
	スタッキングチェア	1 脚	510円
	テーブル	1 脚	510円
舞台器具	仮設 Horizont 幕 (24m×11m)	1 台	5,750円
	アルミトラス (L-2800)	1 本	1,560円
	アルミトラス (L-2000)	1 本	1,560円
	コーナートラス	1 本	1,030円
	チルクライマーセット	1 式	38,750円
	イントレ (3段)	1 基	830円
	照明専用移動タワー	1 台	5,750円
	高所作業用自走タワー (伸縮15m、20m)	1 台	5,750円
	オーケストラピット	1 台	5,230円

	小迫り	1台	1,560円
	音響反射板	1台	3,660円
	紗幕	1台	1,560円
	松羽目	1台	2,080円
	大黒幕	1台	1,560円
	所作台	1台	410円
	地絣	1台	1,560円
	指揮者台（指揮者台用譜面台を含む。）	1台	300円
	譜面台	1台	100円
	コントラバス奏者用椅子	1脚	100円
	演奏用椅子	1脚	100円
	ドライアイスマシーン	1台	3,660円
	スモークマシーン	1台	3,660円
一般備品	ホワイトボード・黒板	1式	510円
	パーティション（三つ折り型）	1台	200円
	パーティション（自立型）	1式	1,560円
	演台	1台	1,560円
	花台	1台	410円
	司会者台	1台	1,030円
	ポータブルステージ	1台	620円
	仮設ステージ（ユニット式3.3平方メートル）	1台	2,610円
	平台	1台	200円
	金屏風	1双	2,610円
	レーザーポインター	1本	510円
	講演台セット	1式	2,080円
楽器	グランドピアノ（スタインウェイ）（専用イス付き）	1台	8,900円
	グランドピアノ（ヤマハ）（専用イス付き）	1台	4,700円

備考

- 1 附属設備利用料金の基準額は、1日における利用の額とする。
- 2 ピアノの利用料金の基準額には、調律料は含まない。

別表第2（第4条関係）

1 空調利用料金

種別	単位	基準額
展示場	1時間までごとに	17,800円

劇場ホール	1時間までごとに	13,610円
-------	----------	---------

2 持込み器具電力利用料金

区分	単位	基準額
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,030円

3 水道利用料金

区分	基準額
1立方メートルまでごとに	620円

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「48,340」を「49,230」に、「41,140」を「41,900」に、「7,200」を「7,330」に、「9,250」を「9,420」に、「15,420」を「15,700」に、「1,230」を「1,250」に、「610」を「620」に、「1,850」を「1,880」に、「30,850」を「31,420」に、「29,820」を「30,370」に、「14,400」を「14,660」に、「2,050」を「2,080」に、「1,540」を「1,560」に、「1,020」を「1,030」に、「920」を「930」に、「5,140」を「5,230」に、「27,770」を「28,280」に、「6,170」を「6,280」に、「3,080」を「3,130」に、「2,570」を「2,610」に、「6,680」を「6,800」に、「51,420」を「52,370」に、「10,280」を「10,470」に改める。

別表第2中「1,020」を「1,030」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「1,280円」を「1,300円」に改め、別表第2項の表中「2,700円」を「2,750円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

土地収用法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第34号

土地収用法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関し、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）及び土地収用法施行条例（平成31年沖縄県条例第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公告及び告示の方法)

第2条 土地収用法第23条第2項の規定による公告並びに同法第26条第1項、第30条第2項及び第34条の3の規定による告示は、沖縄県公報に登載して行うものとする。

(審議会の運営)

第3条 土地収用法施行条例第2条に規定する沖縄県事業認定審議会の運営に関し必要な事項は、同条例に定めるもののほか、同審議会が定める。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第35号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「30,420円」を「30,980円」に、「2,640円」を「2,680円」に、「1,050円」を「1,060円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第36号

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第3条第3号及び第4条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第25条中「第135条の12第2項」を「第135条の12第4項」に改める。

第30条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整備に関する規程

(沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「27,000円」を「27,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「100分の108」を「100分の110」に、「615円」を「627円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,500円」を「2,540円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「72円」を「73円」に改める。

別表第2中「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「216円」を「220円」に改める。

(沖縄県病院事業局組織規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中

	安田診療所			を
	古宇利診療所			

「古宇利診療所」に改める。

第9条第1項の表中

神経科	患者の神経科の診療に関すること。	を
神経内科	患者の神経内科の診療に関すること。	

「神経内科」に、

薬局	調整剤に関すること。	を
----	------------	---

「薬局」に、「新生

児内科の診療」を「患者の新生児内科の診療」に改める。

(沖縄県病院事業局文書管理規程の一部改正)

第3条 沖縄県病院事業局文書管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

別表北部病院附属安田診療所の項を削る。

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)

第4条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第13中

(3) 南部医療センター・こども医療センター附属 久高診療所 中部病院附属 津堅診療所 北部病院附属 安田診療所 北部病院附属 古宇利診療所	160,000円	を
---	----------	---

(3) 南部医療センター・こども医療センター附属 久高診療所 中部病院附属 津堅診療所	160,000円	に改める。
--	----------	-------

別表第14中

国頭村安田	北部病院附属安田診療所	2	を
伊平屋村字我喜屋	北部病院附属伊平屋診療所	3	

伊平屋村字我喜屋	北部病院附属伊平屋診療所	3	に改める。
----------	--------------	---	-------

附 則

この規程は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、同年3月29日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「の教育委員会」を「に規定する教育委員会規則」に改める。

別表第1項の表中「310円」を「320円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「620円」を「630円」に、「720円」を「730円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「410円」を「420円」に、「510円」を「520円」に、「820円」を「840円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「5,140円」を「5,240円」に改め、別表第2項の表中「650円」を「660円」に、「850円」を「870円」に、「350円」を「360円」に、「730円」を「740円」に、「910円」を「930円」に、「610円」を「620円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

人事委員会事項

自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第7号

自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

自己啓発等休業に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--